

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について

平成 21 年 4 月 23 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記により、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に掲げられた各施策の具体的推進を図る。

1 推進体制

公的統計基本計画に掲げられた諸施策については、以下の区分に応じた推進体制を整備し、その推進を図る。

- (1) 府省横断的に取り組むことが必要な事項については、各府省統計主管部局長等会議の下に、各府省の課長等から構成される検討会議を設けるとともに、既存の連絡会議の枠組みを活用して、検討を行う。

なお、設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項については、別紙のとおりとする。

- (2) 関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項については、関係府省間において取組の窓口となる府省を決定し、当該府省が中心となって検討を行う。

なお、産業関連統計の体系的整備については、関係府省の課長等から構成される検討会議を設けるほか、産業連関表の作成方法の見直し及び経済センサスー活動調査の実施に向けた調整等に関する事項については、既存の会議を活用して、検討を行う。

- (3) 各府省が個別に取り組むべき事項については、各府省が主体的に検討を行う。

なお、総務省政策統括官（統計基準担当）において、サービス分野の統計整備については、各府省及び学識経験者等から構成される研究会を設けて、また、統計基準の設定に関する事項については、既存の専門会議の枠組みを活用して、検討を行う。

2 推進状況の取りまとめ・公表

- (1) 総務省政策統括官（統計基準担当）は、毎年度、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 55 条第 1 項に基づき、各府省に対し、前年度における公的統計基本計画に掲げられた各施策の推進状況について報告を求め、その結果を公的統計基本計画の推進状況として取りまとめの上、公的統計基本計画推進会議に提示し、各府省間の情報共有を図る。

- (2) 総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記(1)の取りまとめ結果を公表するとともに、統計委員会に報告する。

3 「統計行政の新たな展開方向」の取扱い

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）については、平成21年3月末日をもって廃止する。

また、これに伴い、『「統計行政の新たな展開方向」の推進について』（平成15年8月1日各府省統計主管部局長等会議申合せ）、「民間委託推進に関する検討会議」（平成18年10月20日各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済指標専門会議」（平成13年7月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）についても、平成21年3月末日をもって廃止する。

ただし、『「統計行政の新たな展開方向」の推進について』の「2 推進状況のとりまとめ・公表」については、平成20年度に係る推進状況の取りまとめ・公表をもって廃止とする。

(別紙)

設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項

- 1 統計データの有効活用に関する検討会議
 - ① 統計データ・アーカイブの整備
 - ② 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定
 - ③ その他統計データの有効活用に関する事項

- 2 統計基盤の整備に関する検討会議
 - ① 統計リソースの確保及び有効活用（予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等）
 - ② 民間事業者の活用の見直し・改善（統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法の検討、民間事業者の履行能力・活用効果に係る情報の共有化）
 - ③ その他の統計基盤の整備に関する事項

- 3 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議
 - ① ビジネスレジスターの整備・充実
 - ② 行政記録情報等の活用に関する環境整備
 - ③ その他の事業所母集団データベースの活用等に関する事項

- 4 国際統計に関する関係府省等連絡会議（既存）
 - 各種の統計国際会議、国際機関及び諸国の諸情報に係る府省等間における報告・連絡、国際協力の推進に関する事項